

議案第 104 号

狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び狭山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び狭山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 21 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例第 5 条第 2 項の改正規定中「100 分の 195」を「100 分の 190」に、「100 分の 220」を「100 分の 205」に改める。

第 2 条のうち狭山市教育委員会教育長の給与等に関する条例第 5 条第 2 項の改正規定中「100 分の 195」を「100 分の 190」に、「100 分の 220」を「100 分の 205」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 22 年 11 月 25 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。